

那覇市 定期予防接種のお知らせ（令和7年度）

お母さんから赤ちゃんにプレゼントした免疫（病気に対する抵抗力）は、自然に失われます。そのため、一定の時期を過ぎると、赤ちゃん自身で免疫を作って病気を予防する必要があります。こども園や保育園等に入るまでには予防接種で免疫をつけ、感染症にかからないように予防しましょう。



ホームページ
もあるよ！

種類	対象者(定期期間※)	接種回数・間隔 & 注意事項	通知時期
BCG(結核)	1歳未満	1回	
ロタウイルス	【ロタリックス:2回接種】 生後6週から24週の間	生後 1回目 27日以上 2回目 生後 24週 (1回目は生後14週6日まで)	
	【ロタテック:3回接種】 生後6週から32週の間	生後 1回目 27日以上 2回目 27日以上 3回目 生後 32週 (1回目は生後14週6日まで)	
B型肝炎	1歳未満 (母子感染予防で出生後接種を受けた子は除く。)	出生 1回目 27日以上 2回目 1回目接種から139日以上 3回目 1歳未満	生後 2か月 になるとき
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月以上5歳未満	必要な接種回数は、初回接種時の年齢(月齢)によって変わります。(1~4回)	
5種混合 (ジフテリア・百日せき・ 破傷風・不活化ポリオ・ヒブ混合)	生後2か月以上7歳6か月未満	生後 2か月以上 1期初回(1回目) 20日以上 1期初回(2回目) 20日以上 1期初回(3回目) 6か月以上 1期追加 7歳6か月未満	
水痘 (みずぼうそう)	1歳以上3歳未満 (既に水痘にかかったことがある子は除く。)	1歳以上 1回目 3か月以上 2回目 3歳未満	1歳に なるとき
MR (麻しん・風しん混合)	<1期> 1歳以上2歳未満 <2期> 小学校就学前年の1年間	各期:1回 ※MR定期接種を逃した以下の方も、無料で接種を受けられます。ただし、定期接種ではなく行政措置となるため、健康被害が発生した場合の救済制度が異なります。 ①2歳~MR2期対象学年前までの方でMR1期を未接種の方 ②小学校1年生相当~小学校6年生相当年齢までの方でMR未接種分がある方	<1期> 1歳に なるとき <2期> 小学校入学 前年の4月
DT (ジフテリア・破傷風混合)	11歳以上13歳未満	1回	11歳になるとき
日本脳炎	<1期> 生後6か月以上7歳6か月未満 <2期> 9歳以上13歳未満	生後 6か月以上 1期初回(1回目) 6日以上 1期初回(2回目) 6か月以上 1期追加 7歳6か月未満... 9歳以上 2期 13歳未満	<1期> 2か月 になるとき <2期> 9歳に なるとき
ヒトパピローマ(HPV) 子宮頸がん予防	小6から高1相当までの女子 (12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子)	<サーバリックス(2価)> 3回接種 ・2回目の接種は1回目の接種から1か月以上の間隔をおく ・3回目の接種は1回目の接種から5か月以上、かつ2回目の接種から2月半以上の間隔をおく <ガーダシル(4価)> <シルガード9(9価):15歳以上> 3回接種 ・2回目の接種は1回目の接種から1か月以上の間隔をおく ・3回目の接種は2回目の接種から3か月以上の間隔をおく <シルガード9(9価):15歳未満> 2回接種 ・2回目の接種は1回目の接種から6か月以上の間隔をおく	小学6年生 になるとき (注1)

予約・実施場所: 各医療機関 (裏面参照)

接種費用: 無料 (対象年齢の方のみ)

接種時に必要なもの: 那覇市予診票、親子手帳

☆那覇市の予診票がお手元ない場合は、那覇市ホームページから印刷、またはオンライン申請システム(裏面)より依頼ください。

ご注意ください!!

予防接種の間隔

間隔を守らずに接種した場合、自己負担になることがあります //

生ワクチン(注射)

MR(麻しん・風しん)/
水痘/BCG

27日以上あける
(接種した日の4週後の
同じ曜日から接種可能)

異なる
生ワクチン
(注射)接種

接種間隔「6日以上」
とは?

接種した日の翌週
の同曜日から接種

(例)4月1日(月)接種→4月8日(月)から接種可能

◆予防接種と副反応◆

現在日本で使用しているワクチンは、比較的副反応の頻度の少ないものです。しかし、体質は一人一人違うので、副反応が出る人もいます。予防接種後、心配な症状があるときは、直ちに接種した医療機関へご相談ください。

●MRワクチン追加的措置について

・令和6年度中に接種が受けられなかった以下の方は、令和9年3月31日まで定期接種が受けられます。

- ①令和6年度中に2歳を迎えた方でMR1期を未接種の方。
- ②平成30年4月2日~平成31年4月1日生まれの方でMR2期を未接種の方。

●日本脳炎特例(接種の機会を逃した方への特例措置について)

・平成7年4月2日~平成19年4月1日生まれの方は、左記の対象年齢を過ぎても20歳未満までは不足分の接種を受けられます。

●HPVキャッチアップ(接種の機会を逃した方への措置について)

・平成9年4月2日~平成21年4月1日生まれの女性で令和4年4月2日~令和7年3月31日の間に1回以上接種した方は、左記の対象年齢を過ぎても令和8年3月31日までは不足分の接種を受けられます。

(※)定期予防接種の期間で表示しています。標準・推奨年齢の期間ではありません。

(注1)対象者へはリーフレットを送付いたします。接種希望の方はホームページから予診票をダウンロードしてお使いください。

那覇市保健所 健康増進課 予防接種グループ

☎098-853-7961 那覇市与儀1-3-21